



長野県報

2月5日(月)
令和6年
(2024年)
第480号

目次

規則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)..... 1

告示

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(多文化共生・パスポート室)..... 2

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)..... 2

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(会計課)..... 2

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(道路建設課)..... 2

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 3

企画提案公募(プロポーザル)(学びの改革支援課)..... 3

規則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年2月5日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第1号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「に限る」を「、同表の4に掲げる手数料(県立の工科短期大学の卒業生又は修了生についての証明事務に係る手数料に限る。)及び同表の6の(8)に掲げる手数料に限る」に改め、同項第2号中「別表第1の62の(1)」を「別表第1の4の(1)に規定する手数料(旅券法(昭和26年法律第267号)第11条(第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定に基づく同法第3条の規定による発給の申請に係るものに限る。)並びに同表の7の(1)、(2)及び(5)に規定する手数料並びに同表の62の(1)」に、「掲げる手数料に」を「規定する手数料に」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 別表の2の(14)に掲げる手数料

第2条第3項第1号中「前項第1号」の次に「に掲げる手数料(長野県証明事務手数料徴収条例別表の2に掲げる手数料に限る。)」を加え、同項第2号中「手数料」の次に「(長野県手数料徴収条例別表第1の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に規定する手数料に限る。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第1号に掲げる手数料(長野県証明事務手数料徴収条例別表の2に掲げる手数料を除く。)、同項第2号に掲げる手数料(長野県手数料徴収条例別表第1の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に規定する手数料を除く。)及び同項第4号に掲げる手数料 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2第2号の規定による通知により納付する方法による場合

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にされた旅券法(昭和26年法律第267号)第11条(第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定に基づく同法第3条の規定による発給の申請に係る長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)別表第1の4の(1)に規定する手数料の徴収については、この規則による改正後の長野県収入証紙規則第2条第2項第2号及び同条第3項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

会計課